

令和3年4月9日14時00分
資料配布 近畿地方整備局

1700万人の生活を支える淀川水系の渇水への備えを強化 ～近畿初の淀川水系渇水対応タイムラインの試行運用を開始～

近畿地方で初となる渇水対応タイムラインとして、淀川水系で4月から試行運用を始めます。

- 気候変動等の影響により渇水リスクの高まり等が懸念され、今後ますます、関係者間の連携や地域が一体となった異常渇水等への対応が重要となってくることから、このたび「淀川水系渇水対応タイムライン」を、5つの渇水対策会議等毎の関係機関連携のもと作成しました。(別紙1～5)
- 淀川水系渇水対応タイムラインとは、河川管理者、自治体、利水者(水道事業者、農業系利水者等)といったさまざまな立場の機関・組織等が琵琶湖水位や関係各ダム貯水率の状況に応じて行う「渇水への対策とその時期」(行動計画)を示したものです。
- 今後、事前に示された対策を各機関等がそれぞれ適切に実施することで、危機的な渇水が発生した際にも被害の軽減が図られるものと期待されます。
- 試行運用後においても、当該タイムラインの見直しについては継続的に検討し、適宜、必要に応じて関係者の意見等を踏まえて改善を図っていきます。
- なお、当該タイムラインは各機関等が取り得る行動(対策)を示したものであり、実際の渇水調整や具体的な対応は各渇水対策会議等で協議・決定されたうえで実施します。

※淀川水系渇水対応タイムラインは、次の各渇水対策会議等毎にそれぞれの関係機関等にご協力いただき、連携して作成したものです。

- ・ 淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン
- ・ 淀川水系(木津川渇水対策会議)渇水対応タイムライン
- ・ 淀川水系(室生ダム水利用協議会)渇水対応タイムライン
- ・ 淀川水系(日吉ダム渇水連絡調整会議)渇水対応タイムライン
- ・ 淀川水系(猪名川渇水調整協議会)渇水対応タイムライン

<取扱い> -

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、滋賀県政記者クラブ、京都府政記者クラブ、兵庫県政記者クラブ、奈良県政記者クラブ、名張市政記者クラブ

<問い合わせ先> 国土交通省近畿地方整備局 河川部

河川環境課 課長 藤井 節生ふじい せつお、課長補佐 北川 眞一きたがわ しんいち

電話 06-6942-0608(直通)

淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン (令和3年4月版)

| 琵琶湖水位と状況 | 制限と目安日数 | 河川管理者 (国・府・県等) | 自治体 (府・県・市町村) | 利水者 (土地改良区・水道企業団・水道局等) | 一般家庭・事業者等 |
|---|-------------------|--|---|---|--|
| ▽-0.6m程度 渇水発生前 | | 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖岸で水草刈取り | 自治体 ◆庁舎等の水回りの整備・点検 | 利水者 ◆取水・送配水施設の整備・点検 | 一般家庭・事業者等 ◆節水 |
| | | 情報収集 | | | ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認 |
| ▽-0.9m程度 水位が低下傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況 | 自主的な制限 (15日程度) | 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖岸・湖辺で清掃、水草刈取り | 自治体 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水位低下連絡調整会議の開催(適宜)および関係機関との情報連絡 | 利水者 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 | 一般家庭・事業者等 ◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進 |
| | | 情報発信、啓発 ◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信 ◆節水キャンペーン | ◆節水広報、節水呼びかけ等 ◆節水キャンペーン | ◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請(水道用水供給) | ◆情報収集、節水推進 |
| ▽-1.1m程度 水位の低下が進行し、段階的に水利用の制限を強化している状況 | 取水制限 (20日程度) | 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 | 自治体 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆庁舎等における節水 ◆利水者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知 | 利水者 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆受水市町等への協力要請、受水制限(水道用水供給) ◆官公庁、大口需用者への節水要請の強化(バルブ制限等) ◆農業用水、工業用水使用者への節水依頼、バルブ調節、ゲート調整、ポンプ運転制限 ◆工業用水の回収率向上・再生水活用 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討 | 一般家庭・事業者等 ◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化 |
| | | 情報発信、啓発 ◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信 ◆節水キャンペーン | ◆渇水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン | ◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水 番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施 | ◆情報収集、対策推進 |
| ▽-1.3m程度 | 異常渇水期 | 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆利用低水位以下に関する協議・調整 | ◆節水強化の依頼 ◆水融通・用途間転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請 | ◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水 番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施 | ◆情報収集、対策強化 |
| ▽-1.5m | | ◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信 | ◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化 | ◆工業用水 再生水の緊急利用 | ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮 |

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「琵琶湖水位」の状況に応じて行う行動計画(渇水対策の項目とその時期)について、おおよその目安として示したものです。実際の渇水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの渇水状況等も考慮して琵琶湖・淀川渇水対策会議等で決定されます。

※このタイムラインでは、琵琶湖水位の低下が進行する状況(渇水シナリオ)を設定しており、「渇水の期間」は、既往渇水時(平成6年)の状況をベースに、既往渇水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。

※このタイムラインは、琵琶湖・淀川渇水対策会議に基づく関係機関で共有し作成したものです。

淀川水系(木津川渇水対策会議)渇水対応タイムライン (令和3年4月版)

| 各ダム(高山・青蓮寺・布目・比奈知)貯水率 | | | 状況 | 制限と目安日数 | 河川管理者 (国・府・県等) | 自治体 (府・県・市町村) | 利水者 (土地改良区・水道企業団・水道局等) | 一般家庭・事業者等 | | | |
|---|---|---|----|-------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 非洪水期 10/16~6/15 | 第1期洪水期 6/16~8/15 | 第2期洪水期 8/16~10/15 | | | | | | | | | |
| | | | | | 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆不法投棄・水質異常に関する巡視等 | 適正な施設管理 ◆庁舎等の水回りの整備・点検 | 節水 ◆取水・送配水施設の整備・点検 | | | | |
| 高山 17%程度 青蓮寺 48%程度 布目 59%程度 ▽比奈知 37%程度 | 高山 60%程度 青蓮寺 60%程度 布目 75%程度 ▽比奈知 60%程度 | 高山 60%程度 青蓮寺 60%程度 布目 83%程度 ▽比奈知 60%程度 | | | 情報収集 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 | 情報収集 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 | 情報収集 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認 | ◆節水の取り組み ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯磨き(こまめに蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用等) ・トイレ(水を何度も流さない) (大・小・レバーの使い分け) ・節水コマの活用等 | | | |
| 貯水率が低下傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況 | | | | | | 自主的な制限(7日程度) | 情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信 | 情報発信、啓発 ◆節水広報、節水呼びかけ等 | 対策検討 ◆自主節水、節水要請等の検討 | | |
| 高山 14%程度 青蓮寺 40%程度 布目 51%程度 ▽比奈知 31%程度 | 高山 50%程度 青蓮寺 50%程度 布目 65%程度 ▽比奈知 50%程度 | 高山 50%程度 青蓮寺 50%程度 布目 72%程度 ▽比奈知 50%程度 | | | | | 情報収集、体制構築 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策体制の確立 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 | 情報収集、体制構築 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 | 情報収集、体制構築 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 | 情報収集、節水推進 ◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進 | |
| 貯水率の低下が進行し、段階的に水利用の制限を強化している状況 | | | | 取水制限(10日程度) | 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆取水状況の確認 | 情報発信、啓発 ◆庁舎等における節水 ◆利水者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知 | 対策実施 ◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請(水道用水供給) | | | | |
| 高山 8%程度 青蓮寺 24%程度 布目 43%程度 ▽比奈知 18%程度 | 高山 30%程度 青蓮寺 30%程度 布目 55%程度 ▽比奈知 30%程度 | 高山 30%程度 青蓮寺 30%程度 布目 61%程度 ▽比奈知 30%程度 | | | 情報収集、渇水対策の推進 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 | 情報収集、渇水対策の推進 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 | 情報収集、渇水対策の推進 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆受水市町等への協力要請、受水制限(水道用水供給) ◆官公庁、大口需要者への節水要請の強化(バルブ制限等) ◆農業用水使用者への節水依頼、バルブ調節、ゲート調整、ポンプ運転制限 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討 | 情報収集、対策推進 ◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化 | | | |
| 貯水率の低下が深刻化している状況 | | | | | | 40日程度 取水制限 | 情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン | 情報発信、啓発 ◆渇水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン | 渇水対策のさらなる推進 ◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途間転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請 | 渇水対策のさらなる推進 ◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水 番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施 | |
| 高山 8%程度 青蓮寺 24%程度 布目 43%程度 ▽比奈知 18%程度 | 高山 30%程度 青蓮寺 30%程度 布目 55%程度 ▽比奈知 30%程度 | 高山 30%程度 青蓮寺 30%程度 布目 61%程度 ▽比奈知 30%程度 | | | | | 情報収集、渇水対策の強化 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆水融通の調整 ◆緊急給水 ◆疎開計画の立案・調整 | 情報収集、渇水対策の強化 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 | 情報収集、渇水対策の強化 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮 | | |
| ▽0% | | | | | 情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信 | 情報発信、啓発 ◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化 | 情報発信、啓発 ◆計画断水の通知 ◆水源の用途間転用 ◆給水車の出動 | | | | |

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「高山、青蓮寺、布目、比奈知 各ダム貯水率」の状況に応じて行う行動計画(渇水対策の項目とその時期)について、おおよその目安として示したものです。実際の渇水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの渇水状況等も考慮して木津川渇水対策会議等で決定されます。

※このタイムラインでは、高山、青蓮寺、布目、比奈知 各ダム貯水率の低下が進行する状況(渇水シナリオ)を設定しており、「渇水の期間」は、既往渇水時(平成6年)の状況をベースに、既往渇水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。

※このタイムラインは、木津川渇水対策会議に基づく関係機関で共有し作成したものです。

淀川水系(室生ダム水利用協議会) 渇水対応タイムライン (令和3年4月版)

| 室生ダム貯水率 | | | 状況 | 制限と 目安日数 | 河川管理者 (国・県等) | 自治体 (県・市町村) | 利水者 (土地改良区・水道局等) | 一般家庭・事業者等 |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------|---------------|---|--|---|--|
| 非洪水期 10/16 ~6/15 | 第1期 洪水期 6/16~ 8/31 | 第2期 洪水期 9/1~ 10/15 | | | | | | |
| 43% ▽程度 | 75% ▽程度 | 93% ▽程度 | ↓ 渇水発生前 | | 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆不法投棄・水質異常に関する巡視等 | 適正な施設管理 ◆庁舎等の水回りの整備・点検 | 節水 ◆節水の取り組み ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯磨き(こまめに蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用等) ・トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ・節水コマの活用等 | |
| | | | | | 情報収集 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 | 情報収集 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 | 情報収集 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認 | |
| | | | | | 情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信 | 情報発信、啓発 ◆節水広報、節水呼びかけ等 | 対策検討 ◆自主節水、節水要請等の検討 | |
| 30% ▽程度 | 50% ▽程度 | 61% ▽程度 | ↓ 自主節水期 | 自主的な制限(20日程度) | 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 | 情報収集、体制構築 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 | 情報収集、体制構築 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 | 情報収集、節水推進 ◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進 |
| | | | | | 情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン | 情報発信、啓発 ◆節水広報、節水呼びかけ等 ◆節水キャンペーン | 対策実施 ◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請(水道用水供給事業) | |
| | | | | | 情報収集、渇水対策の推進 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 | 情報収集、渇水対策の推進 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 | 情報収集、渇水対策の推進 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆受水市町等への協力要請、受水制限(水道用水供給) ◆官公庁、大口需要者への節水要請の強化(バルブ制限等) ◆農業用水使用者への節水依頼、バルブ調節、ゲート調整、ポンプ運転制限 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討 | 情報収集、対策推進 ◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化 |
| 12% ▽程度 | 20% ▽程度 | 25% ▽程度 | ↓ 渇水調整期 | 取水制限(30日程度) | 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆取水状況の確認 | 情報発信、啓発 ◆庁舎等における節水 ◆利水者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知 | 情報発信、啓発 ◆渇水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン | 情報収集、渇水対策の強化 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 |
| | | | | | 情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン | 情報発信、啓発 ◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途間転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請 | 渇水対策のさらなる推進 ◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水 番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施 | 情報収集、対策強化 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮 |
| | | | | | 情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信 | 情報発信、啓発 ◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化 | 情報発信、啓発 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆水融通の調整 ◆緊急給水 ◆疎開計画の立案・調整 | 情報収集、渇水対策の強化 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆給水制限の強化 ◆利水者間での水融通 ◆計画断水の通知 ◆水源の用途間転用 ◆給水車の出動 |
| ▽0% | | | ↓ 異常渇水期 | 90日取水制限 | 情報収集、渇水対策の強化 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 | 情報発信、啓発 ◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化 | 情報収集、渇水対策の強化 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆給水制限の強化 ◆利水者間での水融通 ◆計画断水の通知 ◆水源の用途間転用 ◆給水車の出動 | 情報収集、対策強化 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮 |

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「室生ダム貯水率」の状況に応じて行う行動計画(渇水対策の項目とその時期)について、おおよその目安として示したものです。実際の渇水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの渇水状況等も考慮して室生ダム水利用協議会等で決定されます。

※このタイムラインでは、室生ダム貯水率の低下が進行する状況(渇水シナリオ)を設定しており、「渇水の期間」は、既往渇水時(平成6年)の状況をベースに、既往渇水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。

※このタイムラインは、室生ダム水利用協議会に基づく関係機関で共有し作成したものです。

淀川水系(日吉ダム漏水連絡調整会議)漏水対応タイムライン (令和3年4月版)

| 日吉ダム貯水率 | | 状況 | 制限と目安日数 | 河川管理者 (国・府等) | 自治体 (府・市町村) | 利水者 (土地改良区・水道企業団・水道局等) | 一般家庭・事業者等 |
|----------------------------------|-----------------------|-------|------------------|--|--|--|---|
| 非洪水期 10/16~ 6/15 | 洪水期 6/16~ 10/15 | | | | | | |
| 22% ▽程度 | 50% ▽程度 | 漏水発生前 | | 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆不法投棄・水質異常に関する巡視等 | 適正な施設管理 ◆庁舎等の水回りの整備・点検 | 節水 ◆節水の取り組み ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯磨き(こまめに蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用等) ・トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ・節水コマの活用等 | |
| | | | | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 | 情報収集 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認 | |
| | | | | 情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信 | ◆節水広報、節水呼びかけ等 | 対策検討 ◆自主節水、節水要請等の検討 | |
| 貯水率が低下傾向にあり、 水利用を自主的に制限している状況 | 13% ▽程度 | 自主節水期 | 自主的な制限 (7日程度) | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆漏水対策本部等の設置(適宜) ◆連絡調整会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 | 情報収集、体制構築 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆漏水対策本部等の設置(適宜) ◆連絡調整会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆漏水対策本部等の設置(適宜) ◆連絡調整会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 | 情報収集、節水推進 ◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進 |
| | | | | 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 | 情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン | 対策実施 ◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請(水道用水供給) | |
| | | | | 情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン | 情報収集、漏水対策の推進 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆漏水対策本部等の設置(適宜) ◆連絡調整会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆漏水対策本部等の設置(適宜) ◆連絡調整会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆受水市町等への協力要請、受水制限(水道用水供給) ◆官公庁、大口需要者への節水要請の強化(バルブ制限等) ◆農業用水使用者への節水依頼、バルブ調節、ゲート調整、ポンプ運転制限 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討 | |
| 貯水率の低下が進行し、段階的に水利用の制限を強化している状況 | 4% ▽程度 | 漏水調整期 | 取水制限 (10日程度) | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆漏水対策本部等の設置(適宜) ◆連絡調整会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆漏水対策本部等の設置(適宜) ◆連絡調整会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆庁舎における節水 ◆利水者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知 | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆漏水対策本部等の設置(適宜) ◆連絡調整会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化 | |
| | | | | 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆取水状況の確認 | 情報発信、啓発 ◆漏水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン | 漏水対策のさらなる推進 ◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請 | |
| | | | | ◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン | 漏水対策のさらなる推進 ◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請 | ◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水 番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討 | |
| 貯水率の低下が深刻化している状況 | ▽0% | 異常漏水期 | 15日以上の取水制限 | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆漏水対策本部等の設置(適宜) ◆連絡調整会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆漏水対策本部等の設置(適宜) ◆連絡調整会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆水融通の調整 ◆緊急給水 ◆疎開計画の立案・調整 | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆漏水対策本部等の設置(適宜) ◆連絡調整会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆給水制限の強化 ◆利水者間での水融通 ◆計画断水の通知 ◆水源の用途転用 ◆給水車の出動 ◆保津峡川下り 定員減・欠航 | 情報収集、対策強化 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮 |
| | | | | 情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信 | 情報発信、啓発 ◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化 | ◆計画断水の通知 ◆給水車の出動 ◆保津峡川下り 定員減・欠航 | |
| | | | | ◆ダム等の水源情報の発信 | ◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化 | ◆計画断水の通知 ◆給水車の出動 ◆保津峡川下り 定員減・欠航 | |

※このタイムラインは、漏水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「日吉ダム貯水率」の状況に応じて行う行動計画(漏水対策の項目とその時期)について、おおよその目安として示したものです。実際の漏水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの漏水状況等も考慮して日吉ダム漏水連絡調整会議等で決定されます。

※このタイムラインでは、日吉ダム貯水率の低下が進行する状況(漏水シナリオ)を設定しており、「漏水の期間」は、既往漏水時(平成6年)の状況をベースに、既往漏水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。

※このタイムラインは、日吉ダム漏水連絡調整会議に基づく関係機関で共有し作成したものです。

淀川水系(猪名川湯水調整協議会)湯水対応タイムライン (令和3年4月版)

| 一庫ダム貯水率 | | 状況 | 制限と目安日数 | 河川管理者 (国・府・県 等) | 自治体 (府・県・市町村) | 利水者 (土地改良区・水道企業団・水道局 等) | 一般家庭・事業者 等 |
|------------------------------|-----------------------|------------|----------------------|--|---|---|--|
| 非洪水期 10/16 ~6/15 | 洪水期 6/16 ~10/15 | | | | | | |
| 40% ▽程度 | 80% ▽程度 | 湯水発生前 ↓ | | 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆不法投棄・水質異常に関する巡視等 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆ダム等の水源情報の発信 | 適正な施設管理 ◆庁舎等の水回りの整備・点検 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆気象情報、啓発 ◆節水広報、節水呼びかけ等 | 節水 ◆取水・送配水施設の整備・点検 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認 ◆自主節水、節水要請等の検討 | ◆節水の取り組み ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯磨き(こまめに蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用等) ・トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ・節水コマの活用 等 |
| 貯水率が低下傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況 | | | | 自主節水期 ↓ | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆湯水対策体制の確立 ◆湯水対策本部等の設置(適宜) ◆湯水調整協議会の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン | 情報収集、体制構築 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆湯水対策本部等の設置(適宜) ◆湯水調整協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 情報発信、啓発 ◆節水広報、節水呼びかけ等 ◆節水キャンペーン | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆湯水対策本部等の設置(適宜) ◆湯水調整協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 対策実施 ◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請(水道用水供給) |
| 10% ▽程度 | 20% ▽程度 | 湯水調整期 ↓ | 取水制限 (30日程度) ↓ | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆湯水対策本部等の設置(適宜) ◆湯水調整協議会の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆取水状況の確認 ◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆湯水対策本部等の設置(適宜) ◆湯水調整協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆庁舎等における節水 ◆利水者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知 情報発信、啓発 ◆湯水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン 湯水対策のさらなる推進 ◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途間転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請 | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆湯水対策本部等の設置(適宜) ◆湯水調整協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆受水市町等への協力要請、受水制限(水道用水供給) ◆官公庁、大口需要者への節水要請の強化(バルブ制限等) ◆農業用水使用者への節水依頼、バルブ調節、ゲート調整、ポンプ運転制限 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討 ◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水 番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施 | ◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化 |
| 貯水率の低下が深刻化している状況 | | | | 異常湯水期 ↓ | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆湯水対策本部等の設置(適宜) ◆湯水調整協議会の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆ダム等の水源情報の発信 | 情報収集、湯水対策の強化 ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆湯水対策本部等の設置(適宜) ◆湯水調整協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆水融通の調整 ◆緊急給水 ◆疎開計画の立案・調整 情報発信、啓発 ◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化 | ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆湯水対策本部等の設置(適宜) ◆湯水調整協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆給水制限の強化 ◆利水者間での水融通 ◆計画断水の通知 ◆水源の用途間転用 ◆給水車の出動 |

※このタイムラインは、湯水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「一庫ダム貯水率」の状況に応じて行う行動計画(湯水対策の項目とその時期)について、おおよその目安として示したものです。実際の湯水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの湯水状況等も考慮して猪名川湯水調整協議会等で決定されます。

※このタイムラインでは、一庫ダム貯水率の低下が進行する状況(湯水シナリオ)を設定しており、「湯水の期間」は、既往湯水時(平成6年)の状況をベースに、既往湯水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。

※このタイムラインは、猪名川湯水調整協議会に基づく関係機関で共有し作成したものです。